

福島第一原発事故による原子力災害から避難した住民に避難を余儀なくされた慰謝料及びふるさと喪失慰謝料が認められた事例

【文 献 種 別】 判決／仙台高等裁判所

【裁判年月日】 令和 2 年 3 月 12 日

【事 件 番 号】 平成 30 年（ネ）第 164 号

【事 件 名】 損害賠償請求控訴事件

【裁 判 結 果】 一部認容、一部棄却（上告）

【参 照 法 令】 原子力損害の賠償に関する法律（原賠法）3 条、民法 709 条

【掲 載 誌】 判例集未登載

◆ LEX/DB 文献番号 25565316

岩手県職員 千葉 実

事実の概要

1 福島県双葉町、大熊町等に居住していた住民 82 世帯 216 人が、東日本大震災による福島第一原子力発電所（福島第一原発）の原子力事故（本件事故）によって、住宅及び家財に係る財産的損害とともに、原子力災害からの避難生活を余儀なくされ、地域社会が喪失・変容したことによって精神的損害を被った。

当該住民らの生活の本拠のある区域は、放射線の年間の被ばく線量に応じ、(1) 避難の「徹底」が求められる「帰還困難区域」（令和 3 年 1 月末現在も継続）、(2) 日帰りの一時帰宅や公共目的の立入り等以外は避難の「継続」が求められる「居住制限区域」（平成 31 年 4 月までに順次解除）、(3) 帰還を準備する「避難指示解除準備区域」（令和 2 年 3 月までに順次解除）、(4) 緊急時に屋内退避を準備する「緊急時避難準備区域」（平成 23 年 9 月末に解除）に設定された¹⁾。

2 福島第一原発を設置・運営していた東京電力（東電）は、原賠法 18 条に基づき原子力損害賠償紛争審査会が策定した「中間指針」を踏まえて賠償基準を策定し、それに基づいて当該住民らに慰謝料等を以下により支払っている。

避難生活に伴う慰謝料

以下の区域に生活の本拠を有していた者 1 人当たりの慰謝料は、

(1) 帰還困難区域 1450 万円（①避難慰謝料²⁾ 750 万円＋②避難長期化慰謝料 700 万円）

(2) 居住制限区域又は避難指示解除準備区域（居住制限区域等） 850 万円（避難慰謝料）

(3) 緊急時避難準備区域 180 万円（避難慰謝料）
財物損害の賠償金

住宅については事故発生当時の交換価値を基にした額であるが、家財については世帯人数・家族構成ごとに定額。

3 原告らは、主位的に民法 709 条、予備的に原賠法 3 条 1 項に基づき、本件事故によって、「地域において平穏な日常生活を送る生活利益そのもの」すなわち「包括的生活利益としての平穏生活権（包括的平穏生活権）」が侵害されたとして、以下を求めて提訴した。

(1) 精神損害については、交通事故の裁判実務の基準（死亡慰謝料、入院生活による精神損害）に照らして一律に、①故郷喪失・変容慰謝料 2000 万円＋②避難慰謝料：月額 50 万円

(2) 住宅及び家財に係る財物損害については再取得価格での賠償

4 原審の福島地いわき支判平 30・3・22（LEX/DB25560651）は、主位的請求を認めず、予備的請求について、財物損害に係る請求は棄却したが、精神損害に係る請求は以下のとおり一部を認容した。

故郷喪失・変容慰謝料と避難慰謝料の区分は適当ではない等として両者を併せ、以下の区域に生活の本拠を有していた原告 1 人当たり、

(1) 帰還困難区域 1600 万円

(2) 居住制限区域等 1000 万円

(3) 旧緊急時避難準備区域 250 万円

とし、支払済みの賠償金との差額とそれに伴う弁護士費用を認めた。

5 それを不服とした原告らは、主位的に民法

709 条、予備的に原賠法 3 条 1 項に基づき、被告が支払義務を認めている慰謝料額を超える部分の慰謝料として、区域に関わらず原告ら一律に、合計 1012 万円（①避難生活に伴う慰謝料 420 万円＋②ふるさと喪失慰謝料 500 万円＋③弁護士費用 92 万円）の追加を、財物侵害について一部の原告が追加を求めて控訴した。

判決の要旨

主位的請求を認めず、予備的請求について、以下により、精神損害については、「避難を余儀なくされた慰謝料」、「避難生活に伴う慰謝料」、「故郷の喪失（変容）による慰謝料」が認められ、原審認容額との差額の追加が認められたが（一部認容）、避難生活に伴う慰謝料や財物損害についての追加の請求は棄却された（一部棄却）。

- (1) 帰還困難区域 1600 万円（増減なし）
 - ①避難を余儀なくされた慰謝料 150 万円
 - ②避難生活に伴う慰謝料 850 万円
 - ③故郷の喪失による慰謝料 600 万円
- (2) 居住制限区域等 1100 万円（100 万円増）
 - ①避難を余儀なくされた慰謝料 150 万円
 - ②避難生活に伴う慰謝料 850 万円
 - ③故郷の変容による慰謝料 100 万円
- (3) 旧緊急時避難準備区域 300 万円（50 万円増）
 - ①避難を余儀なくされた慰謝料 70 万円
 - ②避難生活に伴う慰謝料 180 万円
 - ③故郷の変容による慰謝料 50 万円

1 慰謝料について

(1) 慰謝料算定の方法

「慰謝料の算定にあたっては、…包括的平穩生活権…とりわけ地域生活利益の侵害に関し、…原告らの精神的苦痛及び有形、無形の損害…を評価するにあたり、被告が…原陪審の中間指針に従った賠償義務を認めていることを踏まえ、被告の賠償基準により評価できる損害と評価し尽くせない損害とを区分して検討するのが合理的」。「相当の避難期間に応じた慰謝料（避難生活の継続による慰謝料）を算定するとともに、それでは評価し尽くせない損害についての慰謝料として、…避難を余儀なくされた慰謝料、故郷の喪失又は変容による慰謝料について検討するのが、…合理的」。

(2) 避難を余儀なくされた慰謝料について

ア 「避難指示を受けて、とるものもとあえずあわただしく避難し、…原告らは、地域の人間関係を断たれ、…職業生活を失い、学業の継続性や家族の一体性すらも阻害され…極めて大きな精神的苦痛を被ったものと認められ」、「避難後の避難生活の継続による精神的苦痛とは区別し、居住地からの避難を余儀なくされたこと自体により原告らが被った損害ないし精神的苦痛を評価して慰謝料を算定する」。

イ 算定には、「本件事故時における生活の本拠における放射線被害の具体的な危険性の程度、…避難指示の程度を勘案して類型的に行うことが相当であ」り、「避難指示の区分に応じて…金額を認める」。

あ 「帰還困難区域、居住制限区域〔等〕…から避難した原告らについては、…放射線被害の危険や避難の切迫性が極めて大きく、将来の避難生活に対する不安も著しいものであったと考えられる」。

い 「緊急時避難準備区域…から避難した原告ら…は、上記地域と比べ、…放射線被害の危険や避難の切迫性等の面では、精神的苦痛の程度がやや小さいものと評価できる」。

(3) 避難生活の継続による慰謝料について

ア 「避難先での日々の著しい生活阻害による心身の苦痛、不便、不自由、不安等の…精神的苦痛…を考慮し、相当の避難期間に応じた…避難生活の継続による慰謝料…を算定する」。

イ 「1 人あたり月額 10 万円…を認める」。

ウ 「慰謝料を認めるべき相当の避難期間としては、…放射線被害の危険性や避難指示の程度に応じて、類型的に定める」。

あ 「帰還困難区域、居住制限区域〔等〕…については、…〔一部の〕居住制限区域〔等〕…が順次解除されたことを踏まえ、…避難の継続か帰還かの判断をするについて相当な期間（1 年）を経た…本件事故から 85 か月の避難生活の継続による慰謝料を認める」。

い 「緊急時避難準備区域については、…解除されてから避難の継続か帰還かの判断をするについて相当な期間（1 年）を経た…本件事故から 18 か月の避難生活の継続による慰謝料を認める」。

う あ、い「の期間を超えて避難生活を続けても、本件事故による避難生活の継続と評価し続け

るのは困難であり、…故郷の喪失又は変容による慰謝料の算定において考慮する」。

(4) 故郷の喪失又は変容による慰謝料について

ア 「地域における住民の生活基盤としての自然環境の条件と社会環境の条件の総体について、…一応『故郷』と呼ぶこととし、法的保護に値する利益と評価した上で、それが本件事故により侵害されたことによる損害について賠償を命ずることは、…むしろ地域社会全体が突然避難を余儀なくされて容易に帰還できず、仮に帰還できたとしても、地域社会が大きく変容してしまったという本件の被害の実態に即した損害の評価の在り方として適切である。」「避難を余儀なくされた慰謝料とは別に、故郷の喪失又は変容による有形、無形の損害ないし精神的苦痛を評価し、故郷の喪失又は変容による慰謝料を算定する」。

イ 「本件事故による被害の大きさやこれによる故郷の喪失又は変容の実情に即し、本件事故時の生活の本拠における避難指示の区分に応じて…金額を算定する」。

あ 「帰還困難区域については、事故後8年以上経っても帰還の目途が立たないことから、地域共同生活の利益を将来にわたって全く失い、故郷が喪失したと評価しても差し支えない。」

い 「居住制限区域〔等〕…については、事故から約6年までに解除されて帰還が可能になったとしても、社会生活上、このような長期間を経て地域共同生活を取り戻すことは著しく困難であり、故郷が変容してしまったことにより、地域共同生活の利益を損なわれ、有形、無形の損害及び精神的苦痛が生じたと認められる。…本件事故による地域共同生活の利益の侵害の程度や、地域社会が今後の復旧復興により徐々に回復される可能性も考慮」する。

う 「緊急時避難準備区域については、事故から半年で解除され、…通常の生活が可能になったとしても、…多くの地域住民が避難したことにより、地域共同生活が相当に損なわれたことは否定できない。…他方で、比較的早期に復旧復興が進められている実情を考慮する」る。

2 財物損害について

「財物損害については、…被告主張額の限度で認められ、…被告が支払った賠償金の限度で弁済されている」。

判例の解説

一 本判決の位置づけと検討の趣旨

1 本件事故からの避難者が十分な賠償を受けていないとする集団訴訟（以下「原発事故避難者訴訟」という。）は全国各地で29件（2019年8月末現在）が提訴されている。本件は其中で最初に提訴されたものであり、本判決は最初の高裁判決である³⁾。多くの原発事故避難者訴訟とは異なり、本件では原告らは早期の解決をめざし、国賠責任を問わなかったとされている⁴⁾。

2 本判決が被侵害利益を平穩生活権としていることは、これまでの原発事故避難者訴訟判決の大半と同様である。しかし、避難を余儀なくされた慰謝料とともに、判断が分かれる故郷の喪失による慰謝料を明確に認容した高裁判決として注目される。

3 本評釈では、損害の把握や評価方法に注目し、その2つの慰謝料を、金額を中心に一連の原発避難者訴訟判決と比較しながら検討する。

二 損害の把握及び評価の方法について

1 本判決における損害の把握及び評価は、個別に把握した前橋地判平29・3・17（LEX/DB25448611）などと異なり、地域ごと類型化して行っている。しかも、「賠償基準により評価できる損害と評価し尽くせない損害を区分して検討する」のは確かに「合理的」である。当該基準に従った賠償が既に行われているし、同一原因による、内容についても発生時期も共通部分が多い損害であるからである。

2 それには、まず、賠償基準の合理性を検討しなければならない。それが明確でない場合は前提となっている中間指針等まで追求する必要がある。しかし、原審判決も本判決も、その検討もなしに当該基準が合理的であることを前提に判断しているといわざるを得ず⁵⁾、実体面における説得力に疑問を禁じ得ない。

三 避難を余儀なくされた慰謝料について

1 賠償基準によると避難慰謝料は「避難期間に応じた」、すなわち「避難生活の継続」に対する慰謝料である。「突然」「余儀なく」された避難「自体」とそれによる「地域の間人間関係を断たれた精神的苦痛」は「評価され尽くせ」ていないし、

きわめて大きいので、本判決が賠償すべき損害と認めたことは妥当である。本判決以降の仙台高判令 2・9・30 (LEX/DB25571153) も名称は異なるが強制転居慰謝料として認容している。

2 ただし、避難慰謝料から「区分」したこと自体ではなく、それを損害として把握し適切に評価したかどうかが重要である。その意味で、避難「自体」の慰謝料としては明確に認容していないが、千葉地判平 29・9・22 (LEX/DB25449077) は「避難生活に伴う慰謝料」の中で、横浜地判平 31・2・20 (LEX/DB25571003) は「避難慰謝料」及び「自己決定権侵害慰謝料」の中で評価していると解され、妥当である。しかし、賠償基準ではともかく、原審判決では避難自体の損害を把握していないように解される。

3 一方で、その評価の結果である賠償額の算定の根拠が明確ではないため、避難「自体」が本当に評価されているのか、評価されているとしてもその内容の妥当性は判断が難しい。新たに当該慰謝料が認められているのに、原審とは、帰還困難区域の慰謝料の総額が変わっておらず、故郷喪失・変容慰謝料と区分しないまま認容された避難生活慰謝料の減額の説明がない。これでは、二で検討した評価の方法が実体的に行われているかも判然としない。

四 故郷の喪失又は変容による慰謝料について

「自然的環境条件と社会的環境条件の総体」である「故郷」を喪失し変容するのは賠償基準では評価し尽くせないが、大きな精神的損害であり賠償すべき損害として認めたのは妥当である。「ふるさと喪失慰謝料と呼ぶかはともかく賠償対象」とした前掲千葉地判、「ふるさと損失損害」として認容した福島地判平 29・10・10 (LEX/DB25449056)、「ふるさと喪失慰謝料」として認容した前掲仙台高判、「変容慰謝料」とした東京高判令 2・3・17 (LEX/DB25570904)、「故郷損失慰謝料」とした仙台地判令 2・8・11 (LEX/DB25566769) がある。三と同様に、他の慰謝料から「区分」したこと自体ではなく、損害を適切に評価したかどうか重要である。原審判決でも当該損害に関する慰謝料として明確に認容していないが、前出千葉地判は避難生活に伴う慰謝料の中で、前掲横浜地判は「ふるさと喪失慰謝料」と呼ぶかはともかく賠償の中で評価しており、妥当である。

三と同様に金額を見ると賠償額で実体的に評価されているか疑問が残る。

五 損害算定の不明確性

慰謝料算定は裁判官の裁量が認められている。しかし、本件では、原審を含めて、この算定の根拠ないし考え方が判決文上は非常に不明確といわざるを得ない。これでは反論可能性に乏しく、上訴し難い。そもそも説得力に欠けよう。一連の原発事故避難者訴訟は、賠償額にかなり開きがある上、その算定が、かなりブラックボックス化していることが指摘されている⁶⁾。

六 合理的な判断の統一が必要ではないか

一連の原発事故避難者訴訟は、損害の捉え方も評価もかなり違いがあるように解される。しかし、原因行為は同一であり、提訴日も 2012～2014 年とほぼ同一時期に集中しており、被告による賠償基準に基づいた賠償が行われているなど、本来は同様の損害の把握と評価が行われるべきものであるが、そうならない。請求するか否か、請求内容は原告の自由であるし、賠償額の算定は裁判官の裁量なのでやむを得ないところはある。本件は上告が報じられている⁷⁾。最高裁による法令解釈ひいては判断スキームの合理的な統一により、中間指針や賠償基準が見直され充実する契機となるような判断が期待される。

●——注

- 1) 「避難区域の変遷について一解説」 福島県公式ウェブサイト (令和 3 年 1 月 8 日閲覧) も参照。
- 2) 中間指針は、精神的損害に加え避難に伴う生活費の増加分を加えた賠償として自動車損害賠償責任における慰謝料を参考に月額 10 万円を目安としており、それを踏まえたものと解される。帰還困難区域は 75 月分、居住制限区域等は 85 月分、緊急時避難準備区域は 18 月分である。
- 3) 日本弁護士連合会『弁護士白書 2019 年版』(日本弁護士連合会、2020 年) 140～141 頁参照。
- 4) 吉村良一「福島原発事故賠償訴訟における『損害論』の動向 (2・完) ——仙台・東京高裁判決の検討を中心に」立命 2020 年 2 号 322 頁以下・323 頁参照。
- 5) 吉村良一「小高訴訟・京都訴訟・首都圏訴訟・浜通り避難者訴訟判決の概要」淡路剛久 (監)『原発事故被害回復の法と政策』(日本評論社、2018 年) 311 頁以下・325 頁参照。
- 6) 吉村・前掲注 4) 論文 325 頁参照。
- 7) 産経ニュース、時事ドットコム (いずれもウェブサイト版令和 2 年 3 月 26 日)。